

ひとり親家庭等の方の就職に有利な資格取得を応援します！

## 自立支援教育訓練給付金事業のしおり

郡山市では、ひとり親家庭等のお母さん・お父さんが、適職に就くために必要な技能や資格を取得するために、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給しています。

ご希望の方は、必ず講座申込前にご相談ください。

1 対象となる講座	3 支給額
<p>① 雇用保険制度の一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が適当と認める講座</p> <p>② 雇用保険制度の特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が適当と認める講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）</p> <p>③ 雇用保険制度の専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が適当と認める講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）</p> <p>※ インターネットで『教育訓練給付制度』と検索すると、厚生労働省のウェブサイトで制度の概要、対象講座について確認することが出来ます。</p>	<p>① 「1 対象となる講座」のうち、「①、②」の講座を受講する場合 →対象講座の受講料の60%相当額（上限20万円、下限1万2千円）</p> <p>② 「1 対象となる講座」のうち、「③」の講座を受講する場合 →対象講座の受講料の60%相当額（ただし修学年数×40万円を超える場合は、修学年数×40万円が上限となり160万円を超える場合の支給は160万円、下限1万2千円）</p> <p>③ 「1 対象となる講座」のうち、「③」の講座を受講し修了してから1年以内に資格を取得し就職した場合 →対象講座の受講料の85%相当額（ただし修学年数×60万円を超える場合は、修学年数×60万円が上限となり240万円を超える場合の支給は240万円、下限1万2千円）</p> <p>※1 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方は①・②・③の金額から雇用保険制度の教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給します。（下限1万2千円）</p> <p>※2 受講料の対象は、「入学料」と「受講料」です。</p>
2 対象者	
<p>市内にお住まいの20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父母で、次の条件すべてを満たす方</p> <p>① 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者</p> <p>② 適職に就くために必要と認められること。</p> <p>③ 今までに訓練給付金を受給していないこと。</p> <p>※ 給付金の支給を受けるまで対象者の要件に該当する必要があります。</p>	

### ■ 連絡先

〒963-8025

郡山市桑野一丁目2番3号

郡山市こども部こども家庭課  
(ニコニコこども館3階)

電話 024-924-3341

FAX 024-933-6665

e-mail : kodomokatei@city.koriyama.lg.jp



## 5 手続きの流れ

### 1 事前相談

講座受講の必要性などを聞き取りし、基本的な要件や必要書類をお伝えいたします。受講を希望する講座のパンフレットその他の講座の内容が分かるものを持って来所ください。

※受講の【申込前】に

### 2 市へ受講資格確認申請

「書類1」をご持参の上、こども家庭課までお越しください。審査後、書類審査の結果をお知らせいたします。

### 3 受講申込・受講

市から「受講資格確認書」が届いたら、講座の申込手続、受講料の支払をしてください。

### 4 市へ給付金申請

講座修了後、「書類2」をご持参の上、こども家庭課までお越しください。

- ※1 講座修了後30日以内に提出してください。
- ※2 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講し専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる場合、専門実践教育訓練給付金の確定後30日以内に提出してください。
- ※3 支給単位期間（6か月）ごとの支給が決定されている場合には、支給単位期間終了後30日以内に提出してください。

### 5 給付金支給

書類審査後、給付金を支給いたします。なお、審査結果は「支給決定通知書」でお知らせいたします。

## 6 必要書類

### 「書類1」受講資格確認時必要書類

- |   |                              |
|---|------------------------------|
| ① | 自立支援教育訓練給付金事業受講資格確認願         |
| ② | 戸籍謄本                         |
| ③ | 住民票                          |
| ④ | 母子・父子自立支援プログラムの写し等           |
| ⑤ | ハローワークで発行される「教育訓練給付金支給要件回答書」 |
| ⑥ | 講座の受講期間・受講費用の内訳が確認できる書類      |
| ⑦ | マイナンバーが確認できる書類               |

### 「書類2」支給申請時必要書類

- |   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| ① | 自立支援教育訓練給付金支給申請書                    |
| ② | 自立支援教育訓練給付金事業受講資格確認書                |
| ③ | 教育訓練修了証明書<br>(支給単位期間ごとの申請の場合は受講証明書) |
| ④ | 教育訓練経費に係る領収書                        |
| ⑤ | 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書                  |
| ⑥ | 預金通帳の写し                             |
| ⑦ | 「書類1」の②、③、④                         |

※ 詳細は申請手続きの際に説明いたします。

